

令和5年度

竹原市市民活動団体保険のご案内

□ 竹原市市民活動団体保険とは

自主的に組織された自治会、市民活動団体などの皆さんが安心して社会貢献活動を行うことができるよう、社会貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。

この保険の対象となるためには、あらかじめ団体として登録することが必要です。登録料や、保険料の負担はありません。

「竹原市市民活動団体登録届（別記様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、団体の規約、総会資料、会員名簿など活動の目的や内容のわかる資料を添えて、竹原市地域づくり課で手続きをしてください。

【令和5年度保険期間】令和5年6月1日～令和6年5月31日

□ 保険の対象となる社会貢献活動とは

次の要件をすべて満たす活動です。（例 自治会、住民自治組織、NPO 法人など）

- ① 5人以上で自主的に組織され、市内に拠点を有する団体の活動
- ② 無報酬（交通費等実費の支給等を除きます）の活動
- ③ 継続的・計画的に実施されている活動
- ④ 公益的な活動

※公益的な活動とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。

※保険の適用範囲には、準備活動、活動の往復経路も含まれます。

◆保険の対象となる主な活動の例と、保険の対象者は次のとおりです。

対象となる社会貢献活動の例	対象者
① 自治会・町内会活動、住民自治組織活動、防犯活動、防火・防災活動、地域清掃活動などの地域社会活動	無報酬の活動者 ※活動者とは、指導者、スタッフ及び直接、社会貢献活動に参加する者をいいます。
② 子ども会、青少年非行防止・保護活動、児童福祉向上のための活動などの青少年健全育成活動	
③ 地区社会福祉協議会活動、社会福祉施設支援活動、高齢者・障害者への支援活動、手話通訳などの社会福祉・社会奉仕活動	
④ 環境美化・清掃活動、リサイクル運動、自然保護・緑化活動などの環境保全活動	
⑤ PTA 活動、レクリエーション活動、文化活動などの社会教育活動	
⑥ 行方不明者等の搜索活動	

◆保険の対象とならない代表的な例

- ① 園児・児童・生徒が行う学校行事
- ② 職場などで行事として行う活動
- ③ 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や自助的な活動
- ④ 山岳・海難救助ボランティア活動等、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動等で危険度の高い活動
- ⑤ 国、県又は市から委託を受けて行う活動
- ⑥ スポーツ・レクリエーション・文化活動など、行事への参加者の事故
※運営スタッフや指導者（監督・審判など）の事故は対象となりますが、競技者や観覧者など、参加者の事故は対象になりません。

□ 保険の内容

市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。なお、保険金の認定・支払いは保険会社が行います。

1 賠償責任事故

社会貢献活動中に、活動者の過失により、他の活動者または第三者の生命・身体・財物（保管物を含む）に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる保険金です。

区 分	保険金限度額	内 容	事故の例
身体賠償	1名 1億円 (1事故につき3億円を限度:生産物賠償については保険期間中限度額 3億円)	他人の身体に損害を与えた場合	高齢者の集いを開催中、誤った誘導により、参加している高齢者を負傷させた。
財物賠償	1事故 1億円 (生産物賠償については保険期間中限度額 1億円)	他人の財物に損害を与えた場合	自治会活動で回覧板を自転車に乗って配布中、誤って駐車中の車にぶつかり、車に傷をつけた。
保管物賠償	1事故 100万円 (保険期間中限度額 1,000万円)	他人から預かった品や管理しているものを紛失したり、壊したりして、損害を与えた場合	地域で文化祭を開催中、展示方法を誤ったため、預かった作品が落下し壊れた。

※地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故は対象になりません。

※免責金額 1事故につき1万円とします。

2 傷害事故

社会貢献活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、活動者が死亡・負傷した場合に支払われる保険金です。細菌性食中毒（O-157を含む）・ウィルス性食中毒及び日射病・熱射病等の熱中症による事故も補償の対象となります。

区 分	保険金額	内 容	事故の例
死 亡	1名 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合	河川清掃活動中に、誤って橋から転落して死亡した。
後遺障害	最高 500万円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	森林の清掃ボランティア活動中に草刈り機で誤って指を切断した。
入 院	1日 3,000円	傷害事故を原因とした入院または通院による治療を受けた場合（事故発生日から180日以内の治療に限る）	地域で防犯マップを作るため、夜間に現地調査中、転倒、骨折して治療のため入院した。
通 院	1日 2,000円 (90日を限度)		
手 術	入院保険金の10~40倍 (1回を限度)	事故の日から180日以内に入院保険金が支払われるべきケガの治療のために手術を受けた場合	子どもの見回りパトロール中、階段を踏み外して転倒、複雑骨折して、治療のため入院、手術を受けた。

※地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故は対象になりません。

※むち打ち症や腰痛で、医学的他覚所見のないもの（医師が視診、触診、画像診断などによって傷害を裏付けることができないもの）は対象になりません。

□ 事故が発生した場合の手続き

- (1) 万が一、社会貢献活動中に事故が発生したら、できるだけ早く地域づくり課にご連絡ください。まずは事故の第一報のご連絡をお願いします。
- (2) 事故の発生した日から30日以内に、地域づくり課にある「竹原市市民活動事故報告書（別記様式第2号）」に必要事項を記入し、次の書類を添えて地域づくり課へ提出してください。なお、期限内にご提出いただかないと保険契約上保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - ①事故当日の事業内容がわかるもの（パンフレット、回覧、通知文等）
 - ②当日の活動者の名簿
 - ③事故発生状況がわかるもの（物損の際の現場写真等）
- (3) その後、保険会社から市へ送られてきた保険金請求書等の書類を自治会や市民活動団体等の団体の代表者にお渡ししますので、必要事項を記入し、地域づくり課へ提出してください。
- (4) 書類の内容を審査し、保険が適用となった場合は保険会社から保険金をお支払いします。

□ 市民活動団体保険 Q & A

Q1：自治会・町内会での清掃活動のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒してケガをしました。この場合は対象となりますか。

A1：自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がケガをし、あらかじめその行動が事業計画や名簿などで証明できる場合は、傷害事故の対象となります。

Q2：防犯パトロールで自動車運転中に、誤って電柱にぶつかりました。この場合は対象となりますか。

A2：車の運転中の事故については、傷害事故の対象となりますが、賠償責任事故の対象とはなりません。

Q3：市民活動団体が、団体の活動で地域の清掃奉仕活動のため、草刈り機を使用中、草刈り機が石をはねて駐車中の他人の自動車にキズをつけました。この場合は保険の対象となりますか。

A3：賠償責任事故の対象となります。

Q4：高齢者の配食サービスのために作ったお弁当が、O-157に感染し、食中毒をおこしました。この場合は保険の対象となりますか。

A4：配食サービスを受けた高齢者に対しては賠償責任事故、お弁当を作ったボランティア（活動者）がそのお弁当を食べて発症した場合は傷害事故の対象となります。

Q5：高潮災害に備えて自治会で土のうを積んでいたとき、風で瓦が落ちてきて、頭に当たり、ケガをしました。この場合は保険の対象となりますか。

A5：傷害事故の対象となります。

□ 事故を未然に防ぐために

万が一のために保険があるとはいえ、事故が起こらないようにすることが一番大切です。活動計画を立てるとき、実施するときには安全対策も考慮しましょう。

また、活動者は自分の体力を過信することなく、無理のない活動を心がけましょう。

- ① 活動者の役割は、体力などを考慮して分担しましょう。
- ② スケジュールには十分な余裕を持ちましょう
- ③ 活動場所に危険な箇所がある場合、事故防止対策を考慮しましょう
- ④ 活動前に事故防止の注意を呼びかけましょう

□ お問い合わせ、事故の報告先

竹原市市民活動団体保険に関するお問い合わせ、書類の提出などについては次へご連絡ください。

竹原市市民福祉部 地域づくり課 協働推進係

〒725-0026

竹原市中央五丁目5番24号（竹原市民館1階）

電話 0846 (22) 7757 FAX 0846 (22) 0010